

「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」 の変更について

林 野 庁
国土交通省

- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき主務大臣（農林水産大臣、国土交通大臣）が策定する基本方針について、CLT に関する告示や合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の施行等を踏まえ、平成 29 年 6 月 16 日付けで変更。

【基本方針変更の主なポイント】

- ・ 公共建築物に利用される木材を供給する林業従事者、木材製造業者等は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき、合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図る旨を規定
 - ・ 公共建築物の整備に当たっては、CLT や木質系耐火部材等の新たな木質部材について活用を促進する旨を規定
 - ・ 国は、木材利用の促進に資する有益な情報や優良事例等を取りまとめ、地方公共団体に対して共有する旨を規定
- 林野庁と国土交通省は、基本方針の変更を踏まえ、各省庁に対して、CLT 等の新たな木質部材の活用等の積極的な検討や各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」の見直しの検討も含め、公共建築物における木材の利用の一層の促進について文書で依頼。